

更新研修（実務経験者・2回目以降）に係る Q & A

順不同

◎受講時期に関すること

Q 1 : 更新研修（実務経験者・2回目以降）（以下、「本研修」という。）の申込のことについては、どこにいつごろ掲載されるのか？

A 1 : 7/15 午後より熊本県介護支援専門員協会のホームページにアップしています。

Q 2 : 介護支援専門員証の有効期間（以下、「有効期間」という。）が平成 30 年 2 月末の者が今年度の受講対象となっているが、本来なら 29 年度での本研修受講でもよいのではないかと？

A 2 : 来年度の本研修の修了時期が都合により平成 30 年 3 月までとなった場合、平成 30 年 2 月末までの有効期間の方は、その有効期間までに更新研修を修了できなくなり、有効期間前に更新の手続きができなくなってしまいます。よって、そのリスクを回避するために本年度中の受講をお願いしています。

Q 3 : 有効期間が過ぎても、本研修を受講すれば更新した者とみなされるのか？

A 3 : 認められません。本研修は介護支援専門員としての有効期間が満了していないことが大前提であるため受講できません。

有効期間が過ぎている方は、本年 12 月から開催する再研修を受講してください。

Q 4 : 日程をみて、受講できない日があるがその場合どうしたらいいのか？また次年度その出席できない科目を受ければ、修了したとみなされるのか？

A 4 : 次年度への受講（欠席分）の持越しに関しては、認められていません。必ず指定された全日程受講しなければ修了とみなされません。また本研修に関しては補講もありません。もし、1 日でも未受講の日があれば来年度改めて受講していただくこととなります。

Q 5 : 本研修を受講しなかった場合、何か支障がありますか？

A 5 : 介護支援専門員としての資格はなくなりませんが、有効期間が過ぎた場合、介護支援専門員としての業務に従事することができなくなります。

もし、有効期間が満了しているにもかかわらず、介護支援専門員としての業務を行った場合は処分されます。

Q 6 : 有効期間までに本研修を受けなかったら、介護支援専門員としては認められないのか？

A 6 : 介護支援専門員としての資格はなくなりませんが、有効期間が過ぎた場合介護支援専門員としての業務に従事することができなくなります。但し、再研修を受講修了後、県での所定の手続きを経て、介護支援専門員証を交付されることで再び介護支援専門員としての業務に従事することができます。

◎受講定員に関すること

Q7：受講定員を超えた場合は、どうなるのか？

A7：受講対象となる本年度（平成28年度）の受講者数をあらかじめ見込んだ定員としておりますので、定員を超えることは想定していません。締切り期日の8/19（金）までにお申し込みいただいた受講対象の方は漏れなく受け付けます。くれぐれも申込書の記載内容と添付資料等に不備がないよう十分確認されたうえで、お申込みください。

◎対象者の要件に関すること

Q8：この5年間で実務経験はあるが、数ヶ月しか介護支援専門員業務に従事していない。それでも本研修を受講できるのか？

A8：受講できます。有効期間内（5年間）での介護支援専門員としての従事期間は、問いません。

Q9：居宅介護支援事業所の管理者と他の事業所でも管理者を兼任しているが受講可能か？

A9：受講できます。兼務であっても、居宅介護支援事業所の管理者としての従事期間は実務経験とみなされます。また、従事期間も問いません。

Q10：実施要項の3、受講対象者の記載事項に「過去に従事した経験を有する者」は受講対象者として標記してある。しかし、④には「現在、介護支援専門員としての実務に就いていない方や上記③の事前課題（事例）を提出出来ない方は「更新研修（実務未経験者）」の受講をお勧めします。」とも記載してあるが、今現任ではないものは受講できるのかできないのか。

A10：今は現任ではなくても過去に従事した経験がある方は受講対象となります。但し、全ての受講者には、③に記載のとおり事前課題の提出が求められます。

事前課題の詳細はまだ提示できませんが、実務経験から事例を提出いただく予定です。

そこで、実務経験が少ないまたは実務を長期間行っていないなどの理由で、その事例が提出できない（自信がない）方は、無理に本研修を受講しなくても、「更新研修（実務未経験者）」の受講修了をもって更新手続きは可能なため、いずれかを選択していただくこととなります。なお、本研修または「更新研修（実務未経験者）」のどちらを受講するかは、あくまでご自身の判断となりますので、本会にお尋ねいただいてもお答えできかねます。

Q11：居宅介護支援事業所ではなく地域包括支援センターで予防プランだけの業務経験しかないが、受講できるか？

A11：受講できます。

Q12：特養でのケアマネジメント（ケアプラン作成）だけの業務経験だが受講できるか？

A12：受講できます。特養に限らず施設等でのケアマネジメント業務の実務経験は全て受講対象です。

◎研修日程と内容に関すること

Q13：遅刻・途中退席・欠席はいかなる場合でも認められないのですか？

A13：認めていません。但し、天災等により多数の研修参加が不可能な場合は例外とします。

Q14：実施要項に「演習実施にあたり、受講者には事前課題を提出していただきます。」と記載してあるが、いつどのような事前課題を提出しなければいけないのか？

A14：提出課題はアセスメントシートやケアプラン一式ではなく、実践事例の概要を提出していただく予定です。提出時期及び詳細については、受講決定者へ追ってご連絡します。

Q15：研修日程表について、その中に「各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を行う」と記載してあるがどのような修了評価なのか教えてほしい？

A15：研修カリキュラムに沿って研修が計画されていますが、その日受講された内容等について、ご自身の研修後の振り返りも兼ねて評価表を記入いただく予定です。また、毎回その日の研修終了後、評価表に記入する時間も設ける予定です。

なお、評価表の提出方法や時期など詳しくは、研修初日のオリエンテーションでご確認ください。

Q16：グループを①か②で選択することになっているが、希望どおりになるのか？

A16：グループ選択は先着順となっています。よって申込状況によりどちらかのグループに著しい偏りが生じた場合は、一部の方にはグループ変更をお願いすることとなります。

Q17：どちらのグループになってもどうしても受講できない日がある場合どうしたらよいか？

A17：原則グループの途中変更は認めていません。5日間にわたる研修日程ですが、あくまで選択されたグループの日程での受講をお願いします。

Q18：施設、居宅のグループ選択はないのか？

A18：ありません。同じ内容で研修が行われます。

◎受講費用に関すること

Q19：受講料は、ATM やネットバンキングでの入金出来るのか？

A19：指定口座へ振込みを行っていただければ方法は問いません。なお、申込書には、必ず入金を証明できる振込書等の写し（コピー）を添付する必要があります。

Q20：振込み時の金融機関は決まっているのか？

A20：特に指定はありません。また直接現金（現金書留も含む）の送金等は固くお断りいたします。

Q21：振込書等の（写し）が貼り付け枠より大きい場合どうしたらいいのか？

A21：枠から多少はみ出ても構いません。縦ではなく横向きに貼り付けても結構です。

それでもはみ出る場合は、申込書の裏面に貼り付けてください。その際、申込書の貼り

付け欄に「裏面に添付」と記載してください。

Q22：振込書を無くした場合はどうしたらいいのか？

A22：入金された金融機関にご相談いただき証明となるものを再度発行していただくことになります。

Q23：支払いは分割支払いができないのか？

A23：申し訳ありませんができません。申込時に一括での入金をお願いします。

Q24：受講料が高すぎないか。またその他に負担する費用はないのか？

A24：本研修の受講料に関しては、これまで熊本県と協議を重ね受講者負担をなるべく軽減できるよう考慮したうえで、受講料を設定いたしました。また、受講料には資料代も含まれており、そのほかに研修受講に関して負担する費用はありません。

Q25：受講料の他にテキスト代など必要なものはあるのか？

A25：今回の研修期間中に他のテキストを使用することはありません。

但し、日本介護支援専門員協会では、本研修の研修カリキュラムに沿ったテキストを販売されています。これは受講前の事前学習や研修後の研修内容等の振返り、またはスキルアップのために大いに役立つ資料です。

なお、購入方法等については、日本介護支援専門員協会のホームページをご参照ください。

◎受講申込方法に関すること

Q26：申込期限に間に合わないときはどうしたらよいか？

A26：添付書類等の送付も含めて8月19日（金）が〆切となっています。

また、申込書や他添付書類がない場合は、申込内容不備ということで、受講が認められません。必ず申込期限（厳守）までに、必要書類を添付のうえお申込みください。

Q27：申込締切りを越えてしまった場合は、受講できないのか？

A27：8月19日（金）が〆切となっています。〆切後の受講受付はできません。

◎介護支援専門員証の交付（更新）に関すること

Q28：更新研修修了書をなくしてしまい有効期間が分からない。どうしたらいいのか。

A28：本研修の申し込みに前回の更新研修等の修了書を添付する必要はありません。有効期間については、介護支援専門員証（申込時にコピーが必要）によりご自身の介護支援専門員としての有効期間をご確認ください。

なお、介護支援専門員証を紛失されている方は、熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症対策・地域ケア推進課〔Tel 096-333-2211〕までお問い合わせください。

Q29：介護支援専門員証交付の申請は、いつ頃行わなければならないのか？

A29：本研修期間中に、熊本県より介護支援専門員証の更新に係る手続き等についての説明があります。その際ご確認ください。

◎その他

Q30：印鑑を忘れた場合は受講できないのか？

A30：くれぐれもお忘れなようお願いします。なお、印鑑は認印で構いません。

Q31：受講券は毎回必ず持っていく必要があるのか？ 忘れた場合はどうしたらいいのか？

A31：受講券は受講者ご本人であることを証明し、受講会場に入場できるためのいわばパスポートのようなものです。毎回必ず提示していただく必要があります。
そのため、くれぐれもお忘れなようお願いします。

Q32：会場での駐車場は確保してあるのか？

A32：本研修受講者用としての駐車場は特段確保されていません。会場には、指定の駐車スペースはありますが台数に限りもあります。よって公共の交通機関等もご検討ください。

Q33：実施要項のその他のところに「身体の障がい等により受講に際して配慮が必要な方は、事前に御相談ください。」と記載してあるが、どの程度まで配慮してくれるのか？

A33：受講者によりさまざまなケースが想定されるため明確な回答はできません。まずは、ご自身でこの5日間受講可能な状態であるか熟慮いただきますようお願いします。本会としても可能な限り配慮はいたしますが、状況によってはご希望に添えない場合もありますことをあらかじめご了承ください。